

宿泊施設バリアフリー化 促進に関するアドバイザー派遣

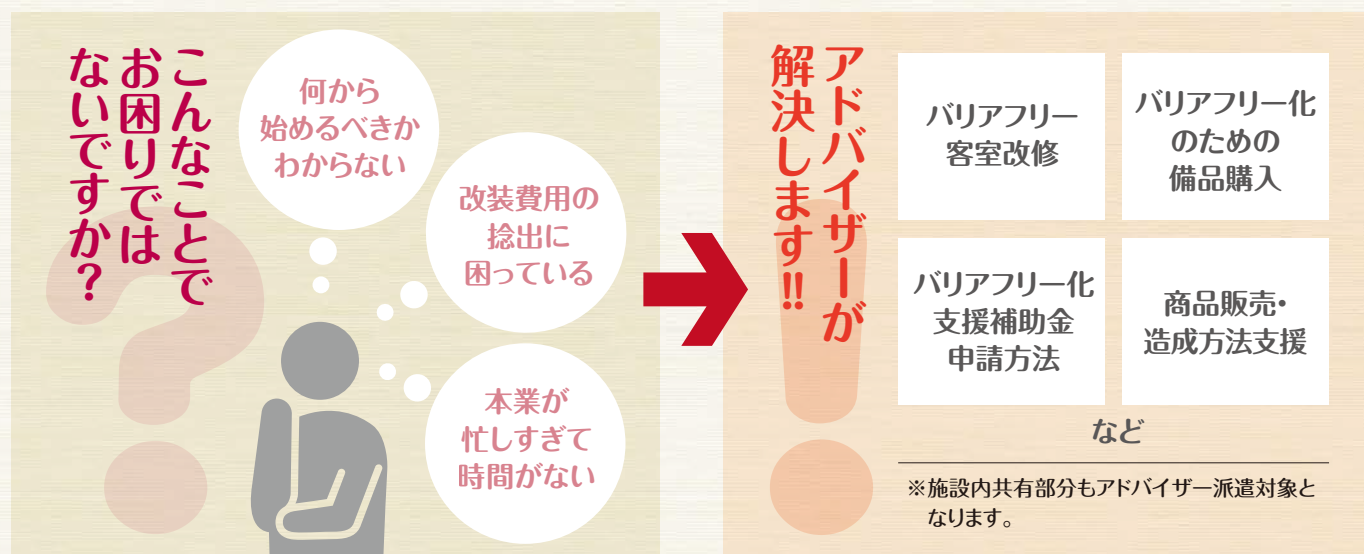
HOTEL

派遣料
無料

宿泊施設バリアフリー化の専門家が
施設ごとの課題に合わせた
アドバイスを行います!



東京都では、宿泊施設の新たなバリアフリー化への取組として、高齢者や障害者が東京を訪れた際に都内宿泊施設を安心かつ快適に利用できるよう、宿泊施設向け施設改修等のための補助事業を実施しています。東京2020大会を前に、宿泊施設がバリアフリー化に取り組む際に必要となるソフト面、ハード面、経営面等に関するアドバイザー派遣を実施いたします。皆様のお申込みをお待ちしております。



50
事業者
限定

申込期間 2019年4月15日(月)～2020年2月21日(金)

派遣期間 2019年4月22日(月)～2020年2月28日(金)

派遣回数
最大5回
まで

必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申込みください。

メール: tokyo-survey@jtb.com FAX: 03-5539-5250



宿泊事業者におけるバリアフリー対応の課題を解決するために、
宿泊施設のバリアフリー化の専門家が無料で
施設ごとの課題に合わせたアドバイスを行います。

支援対象事業者について

a 支援対象事業者数：50事業者程度

- ・アドバイザー派遣を希望する宿泊施設を募集し、支援対象とする宿泊施設を都と協議の上決定します。

b 支援対象事業者の要件は以下の通りです。

a) 宿泊施設を運営していること

東京都内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項及び第3項の営業を行っている施設であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

b) アドバイザーの助言を受けた後、これを活かして具体的な取組を実施し、バリアフリー化及び、アクセシブル・ツーリズムの充実に向

け障害者等を受入れる環境整備を進めていく意欲があること。

c) 過去5か年間に重大な法令違反がないこと。

d) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

e) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団等(r 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2項に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当するものでないこと。

f) 都道府県税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

g) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

h) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。

i) 支援対象事業者は、東京都内に所在する施設とする。

アドバイスカテゴリー

- バリアフリー客室改修
 - バリアフリー化のための備品購入
 - 商品販売・造成方法支援
 - バリアフリー化支援補助金申請方法 など
- ※施設内共有部分もアドバイザー派遣対象となります。

派遣可能期間

2019年4月22日(月)
}
2020年2月28日(金)

派遣料

無料

派遣対象

東京都内
宿泊事業者

派遣可能回数

最大5回

申 込 書

社名	施設名	
担当者名	役職	連絡先
希望日時	第1希望:()月()日 第2希望:()月()日 希望曜日: (月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)・(日) 希望時間帯:()時~()時	
相談希望事項	自由記入欄	

問い合わせ先: 東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業部内

〒163-0454 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル54F TEL: 03-6628-8408 FAX: 03-5539-5250

E-mail: tokyo-survey@jtb.com 営業時間: 平日9:30~17:30 土日祝日休 担当: 植竹・乙部・西田

事業名「東京都産業労働局・宿泊施設バリアフリー化促進事業実施に係る企画運営業務委託」 事業受託者: 株式会社JTB